

## 所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業に係る

### プロポーザル実施要領

#### 1 事業目的

所沢市保健センター健康管理課業務において、窓口業務及び内部事務のうち一定のルールに従って定型的に処理ができる業務について、事業者からの企画提案により業務改善を進め、市民サービスの向上と効率的・効果的な運営を図るものである。

#### 2 事業概要等

##### (1) 事業名称

所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業

##### (2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

##### (3) 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

###### 【準備業務】

事前準備計画、運営設計、業務設計・マニュアル作成、研修の実施についてなど。

###### 【運営業務】

予防接種事業、各種検診事業、精神保健福祉事業に係る業務（窓口受付、郵送受付、電話対応、システム入力とチェック、封入郵送事務、統計集計事務、書類整理、各種事業実施補助等）。

業務の詳細は、所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業仕様書（以下、仕様書という。）を参照のこと。

##### (4) 事業実施場所等

事業実施場所

所沢市内（保健センターほか）

事務所所在地

埼玉県所沢市上安松1224番地の1

所沢市保健センター内

(5) 開設日及び時間

・通常業務

午前8時30分から午後5時15分までとする。

・土曜、日曜がん検診

午前8時から正午とする。(年4回程度)

・土曜成人歯科検診

午後0時30分から午後2時30分とする。(年3回程度)

なお、開設時間には、執務準備・執務整理時間を含めないこととする。

休業日

ア 土曜日及び日曜日(がん検診 年4回程度、成人歯科検診 年3回程度を除く)

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(6) 貸与備品

仕様書の7ページに記載の設備・機材を無償貸与する。

その他、事業を遂行する上で必要な備品については受注者の負担とする。

(7) 業務執行体制等

受注者は、本業務を履行するに当たり、次の事項に留意して業務が円滑に処理できるよう万全を期すこと。

人員の配置

受注者は、日付・曜日・時間等で変動する電話、窓口件数に、柔軟に対応ができる体制を確保すること。また、業務従事者が休憩をとる場合も、業務の履行に支障が生じることがない体制を維持すること。

統括管理責任者の配置

受注者は、履行場所に統括管理責任者(1人)を配置し、次の業務を行わせること。統括管理責任者は、常時、発注者と連絡が取れるようにすること。やむを得ず不在となる場合は、その職務を代理する者を配置すること。なお、統括管理責任者は、他の業務との兼務は認めない。

- ・発注者との業務にかかわる連絡調整および業務報告
- ・業務状況に応じた業務従事者の配置の指示
- ・業務責任者との連絡調整
- ・業務責任者と業務従事者に対する指導・教育
- ・委託業務の範囲を超え、発注者に業務を引き継いだ場合の記録の提出
- ・その他統括管理責任者としての必要な職務

退職等により、統括管理責任者が不在となる恐れが見込まれる場合は、速やかにその状況の解消に向けた措置を講じることとし、長期に渡り、その職務を代理する者を配置することは認めない。

### 業務責任者の配置

受注者は、業務運営上必要な業務責任者を（１人以上）配置し、次の業務を行わせること。

- ・業務従事者の管理監督・指揮命令
- ・業務従事者の指導・教育
- ・受付件数報告書の作成・提出
- ・業務日誌の作成・提出
- ・その他業務責任者として必要な職務

退職等により、やむを得ず業務責任者が不在となる状況が生じる際は、速やかにその状況の解消に向けた措置を講じること。

統括管理責任者と業務責任者の兼務は、やむを得ない場合のみ可能なものとするが、速やかに兼務の状況を解消する措置を講じることとし、長期に渡る兼務は認めない。

### 業務従事者の指導教育

受注者は、業務従事者に対する研修計画書および研修資料を作成し、次の研修を実施すること。研修終了後に研修実施結果を発注者へ提出すること。また、発注者は受注者の申し出に従って必要な資料等を提供すること。

- ・関係法令等業務に必要な知識の習得を行うこと。
- ・業務マニュアルの理解の習得を行うこと。
- ・「さわやか対応マニュアル〔改訂版〕」（平成２２年１２月所沢市作成）を基に、接遇の指導、教育、研修を行うこと。
- ・守秘義務および個人情報保護に関する指導、教育を行うこと。
- ・システム機器等の操作に必要な教育訓練を行うこと。
- ・情報セキュリティに関する研修、指導を行うこと。
- ・その他、業務の円滑な運用を行うために必要な教育訓練を行うこと。

### 業務従事者の選任と名簿の提出

受注者は、本業務を履行する資質を備えた業務従事者を窓口等に常駐させること。

また、受注者は統括管理責任者、業務責任者、業務従事者の氏名を記載した名簿をあらかじめ発注者へ提出することとし、従事者等の異動等により変更が生じることが判明した時点で、変更後の名簿を速やかに提出すること。

### 服装と名札

受注者は、社会通念に照らし、市民等に対し不快感を与える服装を従事者等にさせてはならない。また、従事者等は業務中（発注者が指定する）名札を着用すること。

#### 受注者の健康管理

受注者は、従事者等の健康管理に留意し、その健康状態を把握し、業務に支障のないようにすること。

#### 書類の整理保管

受注者は、業務に使用する申請書や予診票等は、発注者の確認、了解を得た後、所定の場所に整理保管し、発注者の求めに応じ速やかに提示ができるような状態で管理すること。

#### 履行場所の清掃、整理、整頓

受注者は、必要に応じて業務を実施する場所の清掃、整理、整頓を行うこと。

#### 調査報告および改善義務

発注者は、委託業務に関して必要がある時は、業務処理の状況等について調査し、または受注者に報告させ、改善を求めることができる。この場合、受注者は速やかにこれに応じ、発注者に対して結果等を報告すること。

### (8) 契約上限額

この委託にかかる予算の上限額は、総額360,000千円(消費税及び地方消費税を含む)であることから、提案金額の積算にあたってはこの額の範囲内とすること。

なお、提案金額が上限額を超えた場合は失格とする。また、各年度の支払い限度額は次のとおりである。

#### 内 訳

令和4年度	120,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
令和5年度	120,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
令和6年度	120,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 参加資格要件

次のすべての要件を満たし、本業務を安定的・円滑に実施できること。

(1) 所沢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は以下の書類を提出し、審査において本業務のプロポーザルに参加が認められるものであること。

- ア. 履歴事項全部証明(提出日において発行後3ヶ月以内のもの)
- イ. 財務諸表(直近2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し)
- ウ. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 東京都の特別区又は人口30万人以上の自治体の保健所(保健センター)、公立病院等における健診、予防接種及び精神保健福祉のいずれかの業務に係る窓口業務もしくはこれと同種・類似する保健医療業務に係る窓口業務について受託実績を有していること。

- (3) 情報セキュリティマネジメントの規格である、プライバシーマーク（JISQ 15001）、ISO 27001の認定を受けているか、それに準ずる情報保護体制を整えていること。
- (4) 単一の法人であること（共同企業体等でないこと）
- (5) (1)の法人もしくは団体またはその代表が次の事項に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
  - イ 会社更生法第17条（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者
  - ウ 民事再生法第21条（平成11年法令第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者
  - エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づき、破産の申し立てをしている者
  - オ 国税及び地方税等を滞納している者
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
  - ク その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団の構成員等である者
  - ケ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けている者
  - コ 「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けている者

#### 4 労働基準法の遵守

- (1) 受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- (2) 受注者が従業員へ、賃金等の支払いを遅延したときには、発注者の求めに応じて事情を報告しなければならない。
- (3) 前項に関して経営状況の確認が必要なときには、発注者は財務状況等の報告を求めることができる。

## 5 質問書の受付

本業務について質疑がある場合は、以下のとおり質問を受け付けます。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話または来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けません。

また、質問の内容によって、事業者の選定等に公平を保てない場合には回答しないことがあります。

- (1) 提出書類 様式1\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 質問書(以下、「質問書」という。)に記載のうえ、提出してください。
- (2) 提出期限 令和3年5月21日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール(表題に「所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 質問書」と明記。)   
メールアドレス: b9911811@city.tokorozawa.lg.jp   
送信後に電話での受信確認をしてください。
- (4) 回答日時 令和3年5月26日(水)午後5時15分までに、回答できるものから順次、市ホームページで公開する予定です。

## 6 プロポーザル参加表明書の提出

企画提案を行おうとするものは、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

様式2\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 プロポーザル参加表明書(以下、「プロポーザル参加表明書」という。)

### (2) 提出期限 令和3年6月2日(水)午後5時まで

### (3) 提出方法

「14 提出先・問合せ先」に記載の提出先に、持参又は郵送すること。  
郵送とした場合は、郵送した旨を電子メール等で連絡すること。

## 7 プロポーザル参加申請書等の提出

- (1) プロポーザル参加表明書を提出したものは、以下の提出書類について、正本1部(片面印刷)及び副本14部(両面印刷)をそれぞれファイルに綴り提出すること。  
また、提出書類の電子データ(PDF形式、押印不要)を格納したCD-R1枚を合わせて提出すること。

### 【プロポーザル参加表明書を提出したものの全てに共通する提出書類】

様式3\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 プロポーザル参加申請書(以下、「プロポーザル参加申請書」という。)

様式4\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 企画提案書

- ・仕様書等を参照し、具体的内容を提案すること。
- ・仕様書等において、対応できない業務がある場合は、「4 対応不可となる項目」に仕様書等の該当ページ数や該当箇所を記載し、代替案が用意できる場合については、その内容も記載すること。
- ・仕様書に定める運用に対し改善案がある場合や、以下のような課題に対し解決案がある場合については、評価において加点の対象となるため、企画提案書の「2. 作業内容等」の各該当項目及び「3. 追加提案」への記載をすること。

様式5\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 提案金額書

- ・具体的な積算内訳を記載すること。

運営している事業等のパンフレット等の資料

法人定款の写し

プライバシーマーク(JISQ15001)、ISO27001又はそれに準ずる情報保護体制の認証取得を証する書類

個人情報保護に関する対応について記載した書類

【所沢市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ提出が必要となる書類】

履歴事項全部証明(提出日において発行後3ヶ月以内のもの)

財務諸表(直近2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し)

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出期限 令和3年6月23日(水)まで

受付時間は土日を除く午前9時～午後5時までの間とする。

(3) 提出方法

「14 提出先・問合せ先」に記載の提出先に持参すること。

(4) その他

受付期間を過ぎてからの提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。

ただし、市からの要請があったものについては、この限りではありません。

また、提出された書類等は、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。

## 8 審査

(1) 評価基準

所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業に係るプロポーザル評価基準(以下、「評価基準」という。)に基づき、評価を行う。

(2) 審査方法

実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)に

において評価基準に基づき、申請書類、プレゼンテーション等による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

応募多数の場合は、事前審査を行うことがあります。

- ・事前審査が行われた場合は、評価基準に基づいて審査を行い、上位5者程度がプレゼンテーション審査に参加できるものとします。
- ・事前審査結果については、書面により通知します。

プレゼンテーション審査の順番は、プロポーザル参加申請書の持参の順に抽選を実施し、決定します。

### (3) プレゼンテーション審査日

プレゼンテーション審査は、令和3年7月中旬を予定しています。詳細はプロポーザル参加申請書の提出があった事業者へ別途、通知します。

### (4) 審査結果

選定委員会の各委員が評価基準に基づき評価点を算出し、それを合計した評価合計点の最高得点を獲得した提案者を本業務の優先交渉権者とし、合せて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定します。

最高評価合計点の提案者が複数ある場合は、委員会の協議により候補者の順位付けを行うものとします。

審査結果は、令和3年8月上旬（予定）までに選定の結果に関わらず、全応募事業者へ書面にて通知します。また、プロポーザル実施結果は、市ホームページへの掲載により公表を予定しています。

## 9 優先交渉権者

(1) 市は選定された優先交渉権者との間で本事業にかかる契約締結を優先します。

(2) 優先交渉権者との契約締結にあたっては、改めて見積書を徴取し契約金額を決定するものとします。

(3) 優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点の事業者を見積書の徴取相手とします。

(4) 優先交渉権者が提出書類の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体から何等かの処分を受けた場合、その者については契約を行わないことがあります。

## 10 著作権及び提出書類の取扱い

(1) 提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の



使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとします。

- (2) 市は、提案者の承諾を得ずに提出された書類を無償で複製、使用できるものとします。
- (3) 市は提案者から提出された書類について、所沢市情報公開条例（平成13年所沢市条例第6号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとします。ただし本審査の契約候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがあるものの情報については、決定後の開示とします。  
なお、提案者のノウハウ等にかかわる情報については開示することはできません。

#### 1.1 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示された参加資格要件を満たしていないもの
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされている場合
- (3) 提出書類及び提出の方法が本実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なく審査に応じなかった場合
- (6) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

#### 1.2 その他

- (1) 本審査への参加に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) プレゼンテーション審査は、市がプロジェクター、スクリーンを準備します。  
プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、プロポーザル参加申請書により申し出ること。
- (3) やむを得ない理由等により、本審査を実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。  
この場合において、本審査に要した費用を市に請求することはできません。
- (4) 市が配布する資料等は、本審査参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

- (5) プロポーザル参加表明書を提出後に、本審査への参加を辞退する場合は、速やかに様式6\_所沢市保健センター健康管理業務受付等委託事業 プロポーザル参加辞退届を提出してください。
- (6) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとします。  
ただし、必要に応じて提出された書類について、市から追加資料を求めることがあります。
- (7) 本審査において、評価基準に示す最低基準点を満たす提案がなかった場合、優先交渉権者の選定は行いません。  
また、参加者が1者の場合であっても、市の要求を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として選定します。
- (8) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された優先交渉権者が本実施要項に示された失格事項に該当することとなった場合は、優先交渉権者と契約を締結しないものとします。
- (9) 本審査において使用する言語は、「日本語(商標、固有名詞、単位は除く)」、通貨は「円」とします。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約内容に関しては、日本国の関係法令及び市の条例規則等の定めるところによります。

### 1.3 スケジュール

内 容	期 日
実施要領等のホームページへの掲載	令和3年5月14日(金)午前9時から
質問書の受付期間	令和3年5月14日(金)午前9時から 令和3年5月21日(金)午後5時まで
質問書に対する回答	令和3年5月26日(水)午後5時15分まで
プロポーザル参加表明書の提出	令和3年6月 2日(水)午後5時まで
プロポーザル参加申請書等の提出	令和3年6月23日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和3年7月19日(月)
審査結果通知発送	令和3年8月上旬
契約締結	令和3年8月下旬

14 提出先・問合せ先

〒359-0025

埼玉県所沢市上安松1224番地の1

所沢市 健康推進部 保健センター健康管理課

保健センター健康管理業務受付等委託に係る業者選定委員会事務局

担 当：中山・田中

電 話：04-2991-1811

FAX：04-2995-1178

メールアドレス：b9911811@city.tokorozawa.lg.jp